

児童館等の利用料導入に伴う課題

No.	検討項目	考え方
前 段	施設の減価償却を、利用料に反映させるべきか	<p>①現在、市の統一基準を策定中であるが、福祉施策等の場合は、コスト算出の上で反映させるか否か等の政策的判断を加えても構わないとされている。</p> <p>②施設により新旧様々で、減価償却分を反映させる場合には、どのように反映させるのかが問題となる。</p> <p>・以上のことから、施設の減価償却は、利用料に反映させることは困難と考える。</p>
1	独立した施設である児童館・センターと、主に校内施設等である児童クラブとの間に、料金格差を設けるべきか	<p>・留守家庭の児童を、必要な時間責任を持って預かるという事業内容に変わりはないため、館やセンターとクラブにおいての料金の差異は必要ないと考える。</p>
2	留守家庭児童を対象とする児童館・児童センター・児童クラブと、一般児童対象の教室との間に、料金格差を設けるべきか	<p>①館等は18時（現在）まで預かり、教室は日没前までの開設を想定しており、時間の差異がある。</p> <p>②一般児童は、例えば週1日、あるいは週5日の参加と幅が広い。</p> <p>③一般児童の高学年は下校が遅いため、利用時間が少ない。</p> <p>・以上のことから、教室について館・センターと同じ利用料を課すことは難しいと考える。</p>
2 — 2	留守家庭の高学年児童は校内施設である教室を利用するが、料金をどうするか	<p>・校内教室終了後、引き続き館・センターへ移動して保護者の迎えを待つ場合は、館・センターの料金と同一にする。</p>

3	減免規定の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所得減免 プライバシーへの配慮が必要 生活保護 プライバシーへの配慮が必要 兄弟割引 保護者負担を考えると必要か
4	延長料金制の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開館時間を 18:30 までにして、それ以降の延長料金制とする。延長は 19:00 までが適当と考える。 ・ 館・センター等の土曜日・長期休業日は、基本的に一日開館とし、終了時刻は平日に合わせるが、休日という意味での料金は上乘せしない。
5	定額制か、変動制か	<ul style="list-style-type: none"> ①月定額制だと、病欠等長期欠席の場合はどうするか ②日割り制だと、請求・徴収事務が煩雑化してしまう。 ・ 月定額制とし、「半分以下の利用の場合は半額」などの基準を設ける（教室の利用料も、週3日以上利用と未滿とに分ける）。
6	未納対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再三の請求にも拘らず未納を続ける者に対し、期限を定めた最終催告を行った上で、退館を求める。